

1. 事業概要

この事業は、これから商売をはじめようとする方々へ独立までの様々なノウハウを積んで頂くための施設として、一定の条件のもとに利用して頂き、将来は、商店街での開業を目的としています。希望される方は、事業計画書を作成の上、応募頂き書類及び面接審査を経て出店者が決定されます。出店者に対しては、チャレンジショップに入居する際の家賃の一部を補助致します。また、経営に関する指導、融資に関する相談等の支援が受けられます。

2. 実施主体・名称・住所

管理責任者	名称	住所	建物面積	店舗形態
上郡町商工会	チャレンジショップ 1号店	上郡町大持 168-1	19.55 m ²	小売業・サービス業
上郡町商工会	チャレンジショップ 2号店	調整中	m ²	小売業・飲食業・サービス業

市町・栄町・駅前等商店街の空き店舗を推薦します。

3. 応募業種

小売業、飲食業、サービス業

4. 応募資格（以下の条件がすべて満たされた場合）

- ①将来上郡町内で小売・サービス業の独立開業を目指す意欲ある個人またはグループ、また、過去に店舗経営等の経験が概ね1年以下の方。
- ②チャレンジショップ卒業後、引き続き町内で開業を希望される方。
- ③原則として週5日以上、かつ、1日あたり8時間以上の営業ができる方。
- ④事業運営に必要な許認可等を取得している方。（開業時まで取得でも可）
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二項に定める暴力団、及び第三項に定める指定暴力団もしくはその構成員および準構成員の方に該当しないこと。
- ⑥動物など生き物を扱わないこと。（介助犬を除く）
- ⑦店舗を著しく汚損したり、騒音を出したりする恐れがないこと。
※著しく汚損等が見られた場合は、原状に復元をして頂きます。
- ⑧火気、煙、特殊な臭いなどがするなど、危険物を扱わないこと。
- ⑨公序良俗に反しないこと。
- ⑩保健所が許可した場所で調理されていない食品や、食品に直接接触することができる食品の取扱い（加工食品の販売はこの限りではない）を行わないこと。
- ⑪国税及び地方税等の滞納が無い方。
- ⑫政治性又は宗教性のある事業でないこと。

- ⑬特定の主義又は主張を行う事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- ⑭実施内容について当商工会が推奨している等誤解を招く事業又はそのおそれがある事業でないこと。
- ⑮地域・商工会の活動に積極的に参加し、協調性が維持できる者。
- ⑯出店準備中に実施する創業に関する創業塾を受講できる者。
- ⑰その他、上郡町商工会長が認めるもの。

5. 選考（審査）基準

応募資格を満たしていることその他、次の基準に合致するものとする。

- ①商業活動に対して意欲的であること。
- ②独立開業の意志が強くあること。
- ③賑わい性、話題性に期待が持てること。
- ④出店希望店舗と業種・業態が適正であること。
- ⑤元気があり考え方が積極的でプラス思考であること。
- ⑥商店街・地域との協調性があること。
- ⑦審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合は失格とし、審査の対象としません。
- ⑧提出された書類は返却致しません。
- ⑨審査結果についての異議申し立ては受け付けられないものとする。

6. 募集方法・選考方法

- ①出店者はチラシ及び関係機関の広報誌等により公募する。
- ②書類及び面接審査会により決定致します。日時、場所等は、後日ご連絡致します。
- ③事前に「出店申込書（様式1）」「創業計画書（様式2）」「資金計画収支計算書（様式3）（様式4）（様式5）」「誓約書」「運転免許証もしくは健康保険証の写し」を上郡町商工会に提出するものとする。尚、ご提出の個人情報につきましては当事業のみの使用と致します。

7. 契約

- ①上郡町商工会と出店者との間で6か月の契約期間（準備・退店を含む）で貸借借契約書を締結する。
- ②契約更新は、チャレンジショップ事業期間内で原則1回を限度とする。
- ③契約期間の6か月終了後は速やかに引渡しを行うこと。
- ④貸借借契約書の締結については、連帯保証人を1名取得する。
- ⑤全ての件において上郡町商工会の指示に従わない場合は退店を命ずる事があります。その際に発生した出店者の損害、その他不利益については上郡町商工会および関係者はその責を一切負いません。

- ⑥出店品の搬入、搬出を含む出店期間中において、災害、事故および盗難等による出店品の破損、紛失等トラブルについては、上郡町商工会および関係者はその責を一切負いません。
- ⑦募集要綱に記載の無い事項、発生した事案については出店者と上郡町商工会において協議し、誠意を持って解決に努める。

8. 経費等負担

- ①家賃は1か月50,000円を上限に補助する。(6か月の契約期間)
- ②各店舗にかかる上下水道・電気・ガス等の水道光熱費は、各店メーターによる直接利用分を徴収する。(メーターによる計測が不可能な場合は表示消費電力より換算する)
- ③電話・FAX・陳列什器等の持込資産に係る費用や出店者個人の駐車場代、営業に係る備品・消耗品、照明設備、空調設備、その他等については、各出店者負担とする。
- ④各店舗で発生したゴミ(可燃物・不燃物・ビン・缶・その他)は、出店者が責任を持って管理し、地域のルールに従って処分する。
- ⑤店舗部分に係る火災保険(損害保険)については対象期間について商工会が負担致します。

9. スケジュール

- ①面接(7月下旬の予定)
- ②出店者決定(7月下旬の予定)
- ③開業等に関する個別相談指導(5月～8月)
- ④上郡町内の商店街内で開業(8月～平成30年1月)

10. 募集期間

- ①平成29年5月1日より
- ②「出店申込書(様式1)」「創業計画書(様式2)」「資金計画収支計算書(様式3)(様式4)(様式5)」「誓約書」「運転免許証もしくは健康保険証の写し」と合わせ、上郡町商工会に郵送又は窓口提出をしてください。尚、ご提出頂いた書類は返却致しません。

11. 支援内容

- ①専門家アドバイザー派遣(経営・金融・税務・ホームページ・プレスリリース等)
- ②資金計画等に関する金融相談指導

1 2. その他

- ①営業時間帯は、午前8時から午後7時までです。(基本的に実営業時間は8時間とする。)
- ②営業日は、土日、祝日は営業し、平日の1日を定休日とするのが望ましい。
- ③詳細、不明な点については上郡町商工会・上郡町産業振興課商工観光係までお問い合わせください。

1 3. 主 催 上郡町商工会

1 4. 後 援 上郡町・駅前商店会・栄町商店会・市町商店会 (※出店先商店会)

1 5. 申 込 先 上郡町商工会 〒678-1233 赤穂郡上郡町大持 278
TEL 0791-52-3710 FAX 0791-52-3833